

県南広域振興局長告示第 145 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成 18 年 12 月 5 日

県南広域振興局長 酒 井 俊 巳

医療機関の名称	所在地	指定年月日
ほおずき薬局	花巻市石鳥谷町好地 7 地割 79 番地 38	平成 18 年 11 月 10 日
蓬田内科医院	一関市花泉町湧津字二ノ町 8 番地 1	平成 18 年 11 月 1 日
はないずみ調剤薬局	一関市花泉町湧津字二ノ町 10 番地 1	”